

法令に基づく局排等以外の工学的対策の導入の必要性に関する実態調査

〔本調査の趣旨〕

労働安全衛生法令における有害物の発散抑制措置として、局排等の設置を義務づけ、性能・稼働要件を詳細に定めてきたことは、我が国の作業環境の改善に貢献しましたが、リスクに基づく合理的な管理に取り組む機会が十分与えられなかったとの指摘もあります。

今般、厚生労働省において、作業の実態に応じたより柔軟な取り組みを可能とすべく、「法令に基づく局排等」以外の発散抑制方法の導入について検討しているところです。

つきましては、今後の検討の参考とさせていただくため、本件の必要性に関してお伺いできればと考えております。

御多忙のところ恐縮ですが、本調査に対しまして、御協力方よろしくお願いいたします。

〔本調査に用いられている用語の注釈〕

- 「法令」は、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則のことを指します。
- 「局排等」は、有害物の発散源を密閉化する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置のことを指します。
- 「法令に基づく局排等」は、現在局排等については、法令に性能要件や稼働要件（有機則第14条～18条、特化則第7条及び8条）を定めていますが、この要件を満たす局排等のことを指します。
- 「法令に基づく局排等以外の工学的対策」は、例えば、「新技術による発散抑制方法」や「法令に定める性能要件や稼働要件を満たさない局排等」などが想定されます。

〔ご記入にあたってのお願い〕

- 1) 回答は、ファイルに直接入力してください。
- 2) 回答は、回答頂く担当者様のご認識にもとづいて記入してください。

本調査結果は、個別企業が特定できないように統計処理による分析を行い、貴社の個別の回答結果がそのままの形で利用されることは決してありませんので、率直にご回答いただきますようご協力お願い申し上げます。

〔回答の送付先〕

回答はメールで下記の宛先まで送信願います。
ご不明な点がございましたら、お問い合わせ下さい。

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 村上、奥野

宛先 akatsu-mika@mhlw.go.jp / kasahara-miyuki@mhlw.go.jp

TEL：（代表）03-5253-1111（内線 5516、5517）／03-3502-6756（夜間直通）

Fax：03-3502-1598

【法令に基づく局排等の性能・稼働要件について】

問7 局排等については、法令に性能要件や稼働要件を定めていますが、この要件について適当と考えますか。

- 1 適当である
- 2 適当ではないものがある
- 3 分からない
- 4 その他 ()

問8 問7で2と回答した方に伺います。
具体的にどの規定が適当ではないと考えますか。
またその理由についてもお書き下さい。